

地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議 開催要綱

(目的)

第1条 「北九州市部活動地域展開推進計画」に基づき、地域クラブ活動の円滑な推進に向け幅広く意見を聴取するため、「地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議」(以下「市民会議」という。)を開催する。

(構成員)

第2条 構成員は、学校部活動や児童生徒のスポーツ・文化芸術活動について識見を有する者等のうちから、教育長が選任する。

2 構成員の任期は、選任した日から令和10年3月31日までとし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第3条 市民会議に座長を1人置く。

2 座長は、構成員の互選により選出する。

3 座長は、市民会議の議事を整理し、会議の進行を行う。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議の公開等)

第4条 市民会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

(1) 不開示情報(北九州市情報公開条例第7条)に該当する事項が含まれる場合

(2) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(3) その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(意見の聴取)

第5条 市民会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、教育委員会総務企画部企画調整課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年5月27日から施行する。